

○草津市総合計画審議会設置条例施行規則

昭和44年4月1日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市総合計画審議会設置条例(昭和44年草津市条例第2号)第2条の規定に基づき、草津市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、公共的団体その他の団体の役員ならびに国および県の職員のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、総合計画策定の審議に関する事務が終了するまでとする。

(会長および副会長)

第4条 審議会に、会長および副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、特に必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置き、本市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、議案について意見をのべるほか、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(関係人の出席)

第8条 審議会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策推進部政策調整課において処理する。

(委任)

第10条 この規則の施行について、必要な事項は、会長が定める。

付 則(平成18年3月31日規則第23号)抄

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。